

第4節 疑わしい取引の届出制度に関連する法律の制定等

I 本人確認法の制定

平成14年4月、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が可決・成立した。同法は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めており、疑わしい取引の届出情報の質的向上が期待される（詳細は第6章第1節を参照）。

II 組織的犯罪処罰法の改正

14年6月に、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が可決・成立した。同法の施行（14年7月2日予定）に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされることとなる。